

## 議案第17号

### 鳥取県交通安全対策会議条例の一部改正について

次のとおり鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

鳥取県交通安全対策会議条例（昭和45年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員及び特別委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 特別委員は、<u>交通安全対策基本法施行令（昭和45年政令第175号）第5条第3号に規定する公共的機関の役員又は職員のうち</u>から知事が任命する。</p> <p>5及び6 略</p>	<p>(委員及び特別委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 特別委員は、<u>西日本旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうち</u>から知事が任命する。</p> <p>5及び6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。